(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道虻田郡喜茂別町・紋別郡興部町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

喜茂別町・興部町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県雲仙市千々石町丙字鬼穴一七七一、一七七三から一七七五まで、一七七八から一七八〇まで、一七八二、一七八三の一、一七八四の一、一七八五から一七八九まで、一七九一、一七九二の一、一七九二の二、一七九四、一七九五、一七九七から一八〇七まで、一八一〇から一八一八まで、一八二〇、一八二一、一八二四、一八二五、字免場一八五一から一八五三まで、一八五五から一八五九まで、一八六一、一八六三から一八六五まで、一八六七、一八七〇から一八七五まで、一八七八、一八七九、一八八一から一八八三まで、一八九七、一八九八の一、一八九八の二、一九〇一、一九〇三の一から一九〇三の五まで、一九〇四の一から一九〇四の四まで、一九一一の一、一九一一の二、一九一三、一九一五から一九一八まで、字宇土口一九七三、一九七四、一九七六、一九七七、一九七九から一九八一まで、一九九三から一九九五まで、一九九七、字大道平二六四二、二六四七、二六四九、二六五〇、二六五一の一、二六五一の二、字種草二六五四から二六六〇まで、二六六一の一、二六六一の二、二六六二から二六六五まで、二六六六の一から二六六六の三まで、二六六七、二六六九の一、二六六九の二、二六七〇、二六七二の一、二六七四の一、二六七五、二六七六、二六七七の九、二六七七の一〇、二六七七の一二から二六七七の一五まで、二六七八、二六七九、二六八〇の一から二六八〇の八まで、二六八〇の一〇から二六八〇の二五まで、二六八一から二六八四まで、二六八五の一から二六八五の三まで、字歩行道二六八七、二六八八、二六九〇から二六九四まで、字狐石二九九四の一から二九九四の三まで、二九九五、三〇一九、三〇二一の一から三〇二一の三まで、三〇二二の一、三〇二二の二、三〇二三の一から三〇二三の三まで、三〇二四の一、三〇二四の二、三〇二五の一から三〇二五の三まで、三〇二六、三〇二七、三〇二八の一、三〇二八の六、三〇二八の七、三〇二九、三〇三一から三〇三三まで、三〇三四の一、三〇三四の二、三〇三五、三〇三六、三〇三八から三〇四〇まで、三〇四三から三〇四五まで、三〇四八から三〇五〇まで、三〇五一の二、三〇五二の一から三〇五二の三まで、字三條平三〇五五の一から三〇五七の三まで、三〇五八の一から三〇五八の三まで、三〇五九から三〇六二まで、三〇六三の一から三〇六三の三まで、三〇六五の一、三〇六五の四、三〇六六の一から三〇六六の四まで、三〇六八、三〇六九、三〇七二、三〇七六から三〇八〇まで、千々石町丁字中河原一二〇三、一二〇六、一二〇七、一二一四、一二一六、一二一七、一二一九、字船迫一二五〇、一二五一、一二六三の一、一二六三の三、一二六四、一二六五の一、一二六五の三、一二六五の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鬼穴一二二四（次の図に示す部分に限る。）、一七八五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県長崎市畦別当町二、四、八の一から八の七まで、一三から一五まで、一七の一、一七の四、一七の一から一七の一三まで、一二〇、一二一の一、一二三、一二四の一から一二四の一三まで、一二四の口一、一二五、一二五の二、一二七の一、一二七の一一、一二七の口、一二八、一四〇の二から一四〇の四まで、一四〇の六、一四〇の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市新戸町三丁目六四三、六四四のイ、六四四の口、六四五、六四六、六四七のイ、六四七の口、六四八、六四九のイ、六四九のロ、六五〇、六五一、六五二のイ、六五二のロ、六五二のハ、六五二のニ、六五二のホ、六五三、六五四のイ、六五四のイ一、六五四のイ二、六五五のイ、六五五のロ、六五五のロ一、六五六のイ、六五六のロ、六五七、六五八、六五九のイ、六五九のロ、六六〇から六六四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。